

白石市農業振興地域整備計画策定業務仕様書

第1章 総 則

(業務の目的)

第1条 白石市農業振興地域整備計画策定業務「以下「本業務」という。」は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、土地の農業上の有効活用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし昭和 46 年度に策定した白石市農業振興地域整備計画の現計画（平成 23 年 5 月策定）について、農振法の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮し、総合的に見直しを行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 白石市農業振興地域整備計画策定業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、白石市（以下「発注者」という。）が、令和 8 年度より実施する本業務に適用するものとする。

(準拠法令及び上位計画等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか次の各号に掲げる関係法令や上位計画等に準拠して行うものとする。

- (1) 農振法（昭和 44 年法律第 58 号）
- (2) 測量法（平成 13 年法律第 53 号）
- (3) 農地法（昭和 27 年法律第 299 号）
- (4) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
- (8) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）（昭和 46 年法律第 112 号）
- (9) 宮城県農業振興地域整備基本方針（令和 8 年 3 月）
- (10) 農業振興地域制度事務必携（令和 3 年 8 月）
- (11) 農業振興地域制度に関するガイドライン、参考様式集（令和 7 年農林水産省）
- (12) 農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6（平成 19 年農林水産省）
- (13) 第六次白石市総合計画（令和 3 年 4 月）
- (14) 第二次白石市都市計画マスタープラン（令和 4 年 12 月）
- (15) 白石市財務規則及び諸規則
- (16) その他関係法令・規則・通達等

(契約に関する条件等)

第4条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(技術者の選任)

第5条 受注者は、本業務を遂行するための十分な能力と実績（履行実績 3 件以上）を持つ次の技術者を選任しなければならない。

- (1) 管理技術者は、本業務において十分な作業実施体制を確保した上で、業務全般を通じて計画策定に向けた技術上の課題解決を図ることができる技術士（農業部門：農業農村工学）もしくは農業農村地理情報システム技士又は RCCM（農業土木）の資格を有する者でなければならない。

- (2) 以降に示す各種状況図及び計画図の作成に携わる業務担当者は、農業農村地理情報システム技士を有する者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務全般を通じて計画策定のあらゆる成果に対し、照査を実施することができる技術士（農業部門：農業農村工学）又は RCCM（農業土木）の資格を有する者でなければならない。

（提出書類）

第6条 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、各工程の作業計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届及び経歴書
- (3) 業務実施計画書（照査計画を含む）
- (4) 業務工程表
- (5) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）取得証の写し
- (6) Pマーク（プライバシーマーク）取得証の写し

（資料の貸与及び返還）

第7条 発注者は、本業務実施に必要な資料等を受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与を受けた資料等の取り扱い及び保管を徹底し、本業務完了後は速やかに発注者へ当該貸与資料等を返還するものとする。

（報告の義務）

第8条 受注者は常に発注者と密接な連絡を取り、業務の進捗状況を報告するものとし、必要に応じて進捗工程表を提出するものとする。

（守秘義務）

第9条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製することや、関係機関又は第三者に公表・貸与してはならない。

（瑕疵担保責任）

第10条 本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により速やかに補足・修正を行うものとする。

（個人情報の保護及びセキュリティポリシー）

第11条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律及び白石市情報セキュリティポリシーに基づき、個人の利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 本業務は、膨大な個人情報を取り扱うため、情報資産の安全性を確保し、個人情報の漏洩が起きないように、情報管理責任者が管理を行うものとし、個人情報や秘匿性の高いデータの受け渡しは、総合行政ネットワーク（LGWAN 回線）での利用を可能にするとともに、データは利便性の高いフォーマットでの処理を基本とする。

第2章 業務概要と履行期間

（業務概要）

第12条 本業務は、次章に掲げる業務内容に沿って実施するものとする。

- (1) 令和8年度実施 基礎調査 1式

- (2) 令和8年度実施 農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料(以下「基礎資料」という。)の作成 1式
- (3) 令和9年度実施 農業振興地域整備計画書の作成 1式

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年12月17日までとする。

第3章 令和8年度実施 基礎調査

(要旨)

第14条 農業振興地域整備計画の基礎調査及びアンケート調査原案等の作成・分析を行うものとする。

(基礎調査)

第15条 発注者から貸与される政府又は地方公共団体が行う調査結果による資料のほか、農業委員会(農家台帳)、土地改良区、農業改良普及センター、農業協同組合、森林組合等又は試験研究機関等の有する昨年度時点までの各種資料を収集し、各種基礎資料を整備すること。

2 基礎調査は、農振法第12条の2第1項に規定する事項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の3各号に基づき、次の事項の調査を行うものとする。

- (1) 農用地面積調査
- (2) 土地利用調査
- (3) 総人口・農業就業人口・規模調査
- (4) 農業生産調査
- (5) 農業生産基盤整備調査
- (6) 農用地の保全・利用調査
- (7) 農業近代化施設整備調査
- (8) 農業就業者育成・確保調査
- (9) 農業従事者の農業以外就業状況調査
- (10) 農村生活環境調査

3 農用地面積調査は、発注者から貸与される既存の農用地区域一覧データ、土地課税マスターデータ及び地番図(Shape形式)と突合を行い、農用地を特定し、不突合となった地番は、不突合リストを作成し、修正を行うものとする。

4 発注者が貸与する現計画から変更計画に至る期間内の一部もしくは全部農地の除外許可一覧データ(Excel)と前項で特定された農用地区域データと照合を行い、該当する除外された農用地を区域除外としてデータの修正を行うものとする。

5 道路整備事業など、公共転用などで除外の必要のある農地は、土地課税マスターデータと最新の航空写真を照合しながら、除外する農用地の1筆を特定し、現況不明リストを作成すること。

6 調査結果は、地理情報システム(以下「統合型GIS」という。)を利用してShape形式で調査結果を整理し、面積集計演算処理を行い取りまとめるものとする。

7 各種状況図の作成は、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6における地図作成手順や品質管理基準に従い作成するものとする。

(アンケート調査・分析)

第16条 農業振興方策に関わる関係団体及び農家に対して、本業務の方向性を確定するための次のアンケート調査を実施するものとする。

- (1) 関係団体4団体(農業委員会、土地改良区、農業協同組合、森林組合)に対し、基礎調査に該当する項目について、今後を見据えてその考え方を調査すること。

- (2) 農家に対する農地利用、今後の農業経営、農業生産、農業近代化及び農業（土地利用構想）の方向性等の意向調査を行うものとする。なお、調査対象農家は1,500戸とする。
- 2 受注者は、同調査の配布原案を作成し、発注者の承認を得ること。
- 3 受注者は、収集された結果の集計・分析等を行うものとする。なお、意向調査の配布・収集は受注者が行うものとする。
- 4 受注者は、調査票の印刷、封入を行い、調査に対する往復郵送料を負担すること。また、発注者は往復に要する官製封筒を受注者に提供すること。なお、詳細は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- 5 農家に対する調査の実施時期は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。なお、農家へのアンケート調査の周知は、事前に発注者が行うものとする。

第4章 令和8年度実施 基礎資料の作成

（基礎資料の作成）

第17条 基礎資料は、次の各号に掲げる事項の取りまとめを行うものとする。

- (1) 地域の概況
 - (2) 農業生産の現況及び見通し
 - (3) 土地利用の現況及び見通し
 - (4) 農業生産基盤の現況及び見通し
 - (5) 農用地等の保全・利用の現況及び見通し
 - (6) 農業近代化施設整備の現況及び見通し
 - (7) 農業就業者育成・確保の現況及び見通し
 - (8) 就業機会の現況及び見通し
 - (9) 農村生活環境の現況及び見通し
 - (10) 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し
 - (11) 地域の諸問題の解決を図るための各種協定、申合せ等の実施状況
 - (12) 農業・農村の振興及び整備のための推進体制等
 - (13) 基礎資料の附図の作成
- 2 本業務で把握した情報を取りまとめ、次の附図を作成すること。
 - (1) 農業生産基盤整備状況図
 - (2) 農用地等保全整備状況図
 - (3) 農業近代化施設整備状況図
 - (4) 農業就業者育成・確保施設整備状況図
 - (5) 農村生活環境整備状況図
 - 3 各図は、市全体がA0又はA1サイズに入るよう縮尺を調整すること。

（打合せ協議）

第18条 打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時の計3回以上行うものとし、発注者が必要と判断した場合は、適宜協議を行うものとする。

第5章 令和9年度実施 農業振興地域整備計画書の作成

（要旨）

第19条 令和8年度に実施する基礎調査等の結果に基づき、農業振興地域整備計画の総合的見直しを行い、農業振興地域整備計画書を作成するものとする。

（農業振興地域整備計画書の作成）

第 20 条 農業振興地域整備計画書は、次の各号に掲げる事項の取りまとめを行うものとする。

- (1) 農用地利用計画
- (2) 農業生産基盤の整備開発計画
- (3) 農用地等保全計画
- (4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- (5) 農業近代化施設の整備計画
- (6) 農業を担うべき者の育成及び確保施設の整備計画
- (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- (8) 生活環境施設の整備計画
- (9) 附図の作成

2 本業務で把握した情報を取りまとめ、次の各号に掲げる図面を作成するものとする。

- (1) 土地利用計画図（附図 1 号）
※農業振興地域界、地区界、用途区分界及び用途を明らかにした図面
- (2) 農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）
- (3) 農用地等保全整備計画図（附図 3 号）
- (4) 農業近代化施設整備計画図（附図 4 号）
- (5) 農業就業育成・確保施設整備計画図（附図 5 号）
- (6) 生活環境施設整備計画図（附図 6 号）

3 附図は、市全体が A0 又は A1 サイズに入るよう縮尺を調整すること。

4 附図は、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6 における地図作成手順や品質管理基準に従い作成すること。なお、統合型 GIS (PasCAL for LGWAN) におけるデータ管理を想定していることから、受注者は統合型 GIS を運用している事業者と協議の上、統合型 GIS にて運用可能なデータとして調整を行うものとする。また、空間参照系としての位置座標は次のとおりとする。

項目	位置座標
準拠する測地系	世界測地系（測地成果 2011）
水平位置の座標系	平面直角座標系第 X 系
垂直位置の座標系	平均海面を基準とする標高

（県協議資料等の作成支援）

第 21 条 県協議に必要となる資料等を作成すること。

（データベース定義書の作成）

第 22 条 県協議を通じて県知事の同意を得た農用地計画を主体に、農業振興地域の管理を継続的に実施するため、統合型 GIS を運用している事業者と協議の上、発注者が業務に支障をきたすことなく運用可能なデータベース定義書を作成すること。

- 2 データベース定義書の作成対象範囲は、基礎資料附図及び附図とする。
- 3 受注者が作成したデータベース定義書は発注者の承認を受けること。

（打合せ協議）

第 23 条 打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時の計 3 回以上行うものとし、発注者が必要と判断した場合は、適宜協議を行うものとする。

第 6 章 成果品

（成果品）

第 24 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 令和 8 年度
 - ① 農業振興地域整備計画基礎資料（A4 簡易製本） 1 部

- ②基礎資料附図（A4 折り袋とじ） 各 1 部
- ③現行計画農用地地番図データ（Shape 形式） 1 式
- ④基礎資料原稿データ（WORD・PDF） 1 式
- ⑤基礎資料附図原稿データ（Shape 形式・PDF） 1 式
- ⑥アンケート調査報告書（WORD） 1 式
- ⑦県協議資料（PDF・Excel） 1 式
- ⑧その他必要と認められるもの 1 式

(2) 令和 9 年度

- ①農業振興地域整備計画書（A4 レザック製本） 30 部 ※基礎資料を含む。
- ②附図（A4 折り袋とじ） 各 30 部
- ③農業振興地域整備計画書原稿データ（Word・PDF） 1 式
- ④附図原稿データ（Shape 形式・PDF） 1 式
- ⑤見直し計画農用地地番図データ（Shape 形式） 1 式
- ⑥データベース定義書（Excel） 1 式
- ⑦照査報告書（Excel） 1 式
- ⑧県協議資料（PDF・Excel） 1 式
- ⑨その他必要と認められるもの 1 式

第 7 章 その他

（設計協議）

第 25 条 本業務を適性かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

- 2 各関係機関との打合せの内容は、その都度記録し、発注者へ確認するものとする。
- 3 関係機関等との協議が必要な場合は、受注者は、発注者と事前に協議するものとする。

（完了検査）

第 26 条 受注者は、全作業工程を完了したときは、発注者の定める委託完了届を提出して発注者の検査を受けるものとし、この検査に合格したときをもって作業完了したものとする。

以 上